

横浜市告示第 465 号

個人の市民税に係る申告の期限の指定

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 18 条第 1 項第 1 号及び第 3 項の規定に基づき、市税に関する申告期限等の延長（平成 23 年 3 月横浜市告示第 97 号）において別途告示で定めることとされている期日のうち、岩手県、宮城県及び福島県に住所等を有する者に係る個人の市民税に係る申告の期限については、平成 23 年 9 月 30 日とする。

平成 23 年 9 月 22 日

横浜市長 林 文子